

令和3年9月30日

10月1日以降の学校の活動について

岐阜県の「緊急事態措置区域」の指定は9月末に解除されます。第5波はまだ終息したわけではなく、引き続き感染防止対策を徹底しながら、徐々に日常を取り戻していくことが強く求められています。各学校においては、県からの通知を受け、感染防止対策を継続した上で、次のように活動を進めます。

○県全体として、10月1日(金)～14日(木)までは、特別な対応をとります

- ・10月1日からは通常授業を実施しますが、合唱など感染リスクの高い活動は、休止を含め制限を継続。
- ・遠足、修学旅行、就業体験等の校外学習は、感染防止対策を徹底して実施。
- ・学校行事では、感染防止対策を踏まえた新しい形を工夫。
- ・部活動は、感染防止対策を徹底して慎重に再開。練習試合及び土日の練習は原則として10月14日まで実施しない。(次につながる大会等が2週間以内にある部活動を除く)
- ・宿泊を伴う行事・活動は原則として10月14日まで実施しない。

○保護者の方へのお願い

- ・家族の健康にも十分注意していただき、体調不良やPCR検査受検などがある場合には、児童生徒は学校を休ませるようにしてください。
- ・特に、修学旅行などの校外学習などが予定されている場合には、同居の家族の方の体調管理にも十分配慮いただきますようお願いいたします。

可児市教育委員会